

社会福祉法人清寿会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする

男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること

女性職員・・・取得率を80%以上にする

〈対策〉

●令和7年11月～各職場における休業者の業務カバー体制の検討（業務体制の見直し、代替要員の確保など）・実施する

●令和10年4月～育児休業取得開始日から5日間を有給とする制度を導入する

目標2：フルタイム職員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする

〈対策〉

●令和7年11月～管理職を対象とした意識改革のための研修を実施する

●令和8年4月～業務量の見直し、DX化による事務の効率化など実施する

●令和10年4月～各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3：小学校就学前の子を持つ職員を対象とする短時間勤務制度の対象を小学校就学中の子を持つ職員まで拡大する

〈対策〉

●令和11年10月～制度の導入

社内報や説明会による職員への短時間勤務制度の周知